

第3回 釧路市農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成27年7月7日 13:30~14:30

2. 場 所 釧路市役所 第3委員会室

3. 出席委員

1番 吉田 重喜委員	2番 河崎 忠委員	3番 田井 博行委員
4番 福西 範委員	5番 田井 克廣委員	6番 三木 均委員
7番 浅野 徳昭委員	8番 熊坂 隆雄委員	9番 野村 照明委員
10番 佐藤 裕司委員	11番 松下 裕幸委員	12番 佐藤 泰正委員
13番 細川 裕委員	14番 菊池 隆委員	16番 松永 征明委員
17番 山崎 一彦委員	18番 菊池 利治委員	19番 大坂 博文委員
20番 稲場 洋二委員	21番 成田 俊英委員	

(以上 20名)

4. 欠席委員 15番 村上 正人委員

(以上 1名)

5. 参 与 者 農業委員会事務局
 事務局長 坂井 和之 事務局次長 阿部 浩治 主査 秋元 公宏
 農地業務担当員 道尾真弓 農地業務担当員 小泉真由美

(以上 5名)

会議録署名委員の指名 5番 田井 克廣委員
 6番 三木 均委員

会期決定について 平成27年7月7日(1日)

6. 議事日程

会務概要報告	
報告第6号	現況証明願について(市街化区域)
報告第7号	農地法3条の3第1項の規定による届出について
報告第8号	農地法第18条第6項の規定による通知について
議案第14号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第15号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第16号	農地法第6条の規定による農業生産法人の報告について
(追加議案)	
報告第8号	農地法第18条第6項の規定による通知について
議案第17号	現況証明願について
議案第18号	農地法第4条の規定による許可申請に係る進達について
議案第19号	農用地利用配分計画(案)に対する意見聴取について
議案第20号	参考賃借料の設定について

議長
野村会長

それでは、お時間になりましたので、始めさせていただきます。
お忙しいところお集まりいただきまして、有り難うございました。
それではただいまより、第3回鉏路市農業委員会総会を開催いたします。
本日の出席者は20名です。議事録署名人に5番田井克廣委員、6番三木均委員を指名しますので、よろしく願いいたします。
なお、会期は本日7月7日の1日といたします。
それでは、会務報告と報告3件について、事務局よりお願いします。

事務局
坂井事務局長

それでは会務を報告いたします。(別紙会務概要報告を読み上げ報告とした)

議長
野村会長

ただいま事務局から会務概要報告がありますが、報告の内容に関して何か聞きたいことはありませんか。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

それでは報告案件が3件ございますので、最初に報告第6号「現況証明」について報告してください。

事務局
坂井事務局長

それでは、議案書3ページの報告第6号「現況証明」について報告いたします。
登記簿上の地目が農地となっている土地について、所有権移転等の登記をしようとする場合には、農地法の許可があったことを証する許可証等を添付しなければ登記できないことになっております。
しかし、都市計画法による市街化区域内の農地の転用は、あらかじめ農業委員会に所定の事項を届ければ足りることとなっております。
今回、鉏路地区における市街化区域内の現況証明願が2件ございました。
最初に議案書4ページから7ページの資料になります、4ページ表1番は第2回総会で会務概要報告の中で現地調査を報告しておりますが、公簿地目が畑になっております、市街化区域内の、 の1筆、 m²で 氏所有地について、同氏の代理人である 氏より現況証明願があり、6月3日、事務局職員3名で現地調査を行い、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は建築済地でしたので、平成27年6月15日、会長専決により証明書の発行を行いました。
次に議案書4ページの表の2番ですが、資料は8ページ、9ページで、公簿地目が畑になっております、市街化区域内の の1筆、 m²で、 氏所有地について、 氏より現況証明願があり、6月17日、事務局職員2名により現地調査を行い、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は建築済地でしたので、平成27年6月18日、会長専決により証明書の発行を行いました。
以上、2件の市街化区域内の「現況証明願」について報告致します。

議長
野村会長

ただいま事務局から現況証明願について説明がありました、報告第6号「現況証明願」について質問等を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、次に、報告第7号「農地法第3条の3第1項の規定による届」について報告して下さい。

事務局
坂井事務局長

それでは、議案書10ページ目の報告第7号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について報告致します。

平成21年12月15日の農地法改正により、相続などで農地の権利を取得した者は、農地法第3条の3第1項の規定に基づき、その旨を農業委員会に届け出なければなりません。

今回、鉏路地区で2件の届出がありました。

議案書11ページ目の表の1番は、被相続人、 氏が、 氏と持分2分の1ずつ共同所有していた の1筆、現況地目が畑である、 ㎡の農用地を相続人、 氏が、平成25年9月1日、相続により、 氏の持分の所有権を取得したことにより、平成27年6月30日、 氏から、その旨届出があり、同日、受理書を発行致しました。

議案書11ページ目の表の2番でございますが、こちらも被相続人、 氏が、 氏と持分2分の1ずつ共同所有していた、 の1筆、現況地目が畑である、 ㎡の農用地を相続人、 氏と 氏が、平成25年9月1日、相続により、それぞれ4分の1ずつの所有権を取得したことにより、平成27年6月30日、 氏と 氏、両名から、その旨届出があり、同日、受理書を発行致しました。

以上、2件について報告致します。

議長
野村会長

ただいま事務局から説明がありました報告第7号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について質問等を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので次に、報告第8号「農地法第18条第6項の規定による通知」について報告して下さい。

事務局
坂井事務局長

議案書の12ページにございます報告8号「農地法第18条第6項の規定による通

知」について報告します。

農地法第18条第6項の規定は、農地の賃貸借において合意解約した場合は、賃貸人、借入人の当事者は、その旨農業委員会に通知することになっております。

今回、釧路地区で1件の届出がありましたので報告します。

議案書13ページの表の1番は、借受人の経営移譲に伴うもので、後ほど議案第15号にて利用権の設定についてご審議頂きます。

■■■■氏が所有する、■■■■の1筆、■■■■㎡の採草放牧地について、同氏の代理人であります、農地利用集積円滑化団体の阿寒農業協同組合代表理事組合長野村宏氏と、■■■■氏との間で、平成27年6月29日に合意解約を行い、同日、通知がありました。

以上、合意解約について報告致します。

議長
野村会長

ただいま事務局から説明がありました、報告第8号「農地法第18条第6項の規定による通知」について質問等を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、続いて議案の審議を行います。

議案第14号「農地法第3条の規定による許可申請」について審議いたしますので、事務局から提案してください。

事務局
阿部次長

それでは、16ページでございます、議案第14号「農地法第3条の規定による許可申請」について提案いたします。

農地法第3条の規定により、農地の売買で所有権移転をする場合や農地の賃貸で権利を設定する場合、当事者は農業委員会の許可を受けることになっております。

議案書の17ページから52ページが資料になりますが、今回、釧路地区で1件、阿寒地区で3件の許可申請がありました。

始めに、議案書の17ページ表の1番は、■■■■氏所有の■■■■、他19筆、■■■■㎡の農用地を、■■■■氏に贈与するものであります。

次に、議案書の17ページ表の2番は、■■■■氏が所有する■■■■、外2筆、合計■■■■㎡の農用地を■■■■に、許可の日から5年間、賃貸借による利用権の設定を行うものであります。

議案書の18ページ表の3番は、■■■■氏が所有する■■■■、外3筆、合計■■■■㎡の農用地を■■■■氏に、許可の日から5年間、賃貸借による利用権の設定を行うものであります。

議案書の18ページ、19ページにかけてございます表の4番は、■■■■氏所有の、■■■■、外72筆、合計■■■■㎡の農用地を■■■■氏に、許可の日から10年間、使用貸借による利用権の設定を行うものであります。

以上、4件の「農地法第3条の規定による許可申請」についてご審議を頂きたく、ご提案をいたします。

議長
野村会長

ただいま事務局から農地法第3条の規定による許可申請について、提案がありましたので審議致しますが、1番について事務局から説明をお願いします。

事務局
阿部次長

1番につきましては、 氏が、後継者である息子の 氏に経営移譲のため、贈与による所有権移転を行うものであります。

なお、この件については、当事者から経営移譲の相談が早期にありましたので、平成27年4月15日の釧路地区調査委員会で現地確認を行っております。

お手元に配布致しております、農地法第3条調査書をご参照ください。

議長
野村会長

ただいま事務局から説明のありました、議案第14号「農地法第3条の規定による許可申請」について審議いたしますが、その前に調査委員長の佐藤裕司委員に、1番について報告を求めます。

委員
佐藤裕司委員

議案第14号の1番の、「農地法第3条の規定による許可申請」について報告致します。

申請の内容は、経営移譲に伴い、 氏が所有する農地について、子の 氏へ、贈与による所有権移転を行うものであります。

この件につきましては、かねてより相談があったため、平成27年4月15日、釧路地区農業委員5名及び事務局3名で現地確認を行いました。

当該農地については、今後も農地として適正に利用、管理されるものと認められ、農地法の第3条の許可要件を、すべて満たしておりますことから、許可相当という結論となりました。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長
野村会長

佐藤裕司委員ありがとうございました。

それでは、審議いたします。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第14号「農地法第3条の規定による許可申請」の1番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
野村会長

総数と認め、原案のとおり決定致します。

事務局
阿部次長

次に、2番、3番、4番について事務局から説明をお願いします。

2番、3番、4番につきましては、平成27年6月23日に阿寒地区農業委員5名、事務局2名により現地確認及び調査委員会を開催し、現地確認を行っております。お手元に配布致しております、農地法第3条調査書の2番、3番、4番をご参照ください。

2番につきましては、阿寒地域の飼料を手がける[]が借受人でありますことから、適正に借受ける農地を利用するものと判断されます。

3番につきましては、当該農地の借受人は、それぞれ同地域において農業経営を行っている農業者であり、適正に借受ける農地を利用するものと判断されます。

4番につきましては、[]氏が、後継者である息子の[]氏に経営移譲を行うため、使用貸借により利用権の設定を行うものであります。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長
野村会長

ただいま事務局から説明がありました2番から4番について一括して審議いたしますが、その前に本案件につきましては、事前に阿寒地区の調査委員会で現地確認をしておりますので、調査委員長の松下裕幸委員に報告を求めます。

松下裕幸委員をお願いします。

委員
松下委員

議案第14号の2番の「農地法第3条の規定による許可申請」について報告致します。

申請の内容は、[]氏が所有者となっている農用地について、[]氏が経営規模拡大のため、同氏との間で賃貸借するものであります。

平成27年6月23日、阿寒地区農業委員5名及び事務局2名で現地確認を行いました。

当該農地については、今後も農地として適正に利用、管理されるものと認められ、農地法の第3条の許可要件をすべて満たしておりますことから、許可相当という結論となりました。

次に議案第14号の3番の「農地法第3条の規定による許可申請」について報告致します。

申請の内容は、[]氏が所有者となっている農用地について、[]氏が経営規模拡大のため、同氏との間で賃貸借するものであります。

平成27年6月23日、阿寒地区農業委員5名及び事務局2名で現地確認を行いました。

当該農地については、今後も農地として適正に利用、管理されるものと認められ、農地法の第3条の許可要件をすべて満たしておりますことから、許可相当という結論となりました。

最後に議案第14号の4番の「農地法第3条の規定による許可申請」について報告致します。

申請の内容は、経営移譲に伴い、[]氏が所有する農地について、子の[]氏との間で使用貸借するものであります。

平成27年6月23日、阿寒地区農業委員5名及び事務局2名で現地確認を行いました。

当該農地については、今後も農地として適正に利用、管理されるものと認められ、農地法の第3条の許可要件をすべて満たしておりますことから、許可相当という結論となりました。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長
野村会長

松下委員ありがとうございました。

それでは2番から4番について一括審議いたします。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第14号「農地法第3条の規定による許可申請」の2番、3番、4番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
野村会長

総数と認め、原案のとおり決定致します。

次に、議案第15号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について審議いたします。

事務局より説明してください。

事務局
阿部次長

それでは、議案書の53ページになります、議案第15号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について説明をいたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市町村は、農業委員会の決定を経て、農用地の利用集積計画を定めることになっております。

議案書54ページから58ページまでの資料になりますが、今回の農用地の利用集積計画は、釧路地区で賃貸による利用権の設定が3件でございます。

まず、議案書54ページの表の1番目ですが、先ほど、報告第7号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」で報告しました、■■■■氏他2名が所有する、■■■■の1筆、■■■■㎡のうち■■■■㎡の農地について、■■■■氏に、年間■■■■円、期間は5年で賃貸借による利用権を設定いたしました。

次に、議案書54ページの表の2番についても、報告第7号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」で報告しました、■■■■氏が所有する■■■■の1筆、■■■■㎡の農地について、■■■■氏に年間■■■■円、期間は5年で賃貸借による利用権を設定いたしました。

最後に、議案書54ページの表の3番については、報告第8号「農地法第18条第

6項の規定による届出について」で合意解約の報告をいたしました、[]氏が所有する、[]の1筆、[]㎡の農用地について、同氏の代理人であります、農地利用集積円滑化団体の阿寒農業協同組合代表理事組合長野村宏氏と、[]氏との間で、年間 []円、期間は6年間で賃貸借による利用権の設定を致しました。

以上により、3件の農用地利用集積計画についてご審議を頂きたく、ご提案をいたします。

議長
野村会長

それではただいま事務局から提案のありました、農用地の利用集積計画について、事務局よりさらに詳しい説明をお願いします。

事務局
阿部次長

1番及び2番は、被相続人でありました故、[]氏と、[]氏との間で利用集積計画を結んでおりましたが、貸主側は相続、借主側は経営移譲に伴い、それぞれ名義人を変更の上、引続き賃貸を行うものであります。

お手元に配布致しております、農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書の1番及び2番をご覧ください。

3番は、[]氏の代理人であります、農地利用集積円滑化団体の阿寒農業協同組合と、[]氏との間で利用集積計画を結んでおりましたが、借主でありました[]氏の経営移譲に伴い、借主を変更の上、引続き賃貸を行うものであります。

お手元に配布致しております、農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書の3番をご覧ください。

議長
野村会長

それでは、ただいま事務局から提案のありました農用地の利用集積計画の決定について審議を致しますが、3番については阿寒農業協同組合に係る案件ですので、[]委員、[]委員、[]委員は議事参与の制限により退室となります。

従いまして、まず3番を審議し、その後1番、2番を一括審議することと致します。

それでは、初めに3番の審議をしますので、[]委員、[]委員、[]委員は退室して下さい。

([]委員、 []委員、 []委員 退室)

議長
野村会長

ただいま事務局から説明がありました3番について、審議いたします。
質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第15号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の3番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長
野村会長

総数と認め、原案のとおり決定致します。

委員、委員、委員は入室して下さい。

(委員、委員、委員 入室)

議長
野村会長

次に、1番及び2番について審議いたします。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第15号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の1番及び2番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長
野村会長

総数と認め、原案のとおり決定致します。

次に、議案第16号「農地法第6条の規定による農業生産法人の報告」について事務局より説明して下さい。

事務局
阿部次長

議案書の59ページになります報告第16号、農地法第6条の規定による農業生産法人の報告について説明致します。

農業生産法人であって、農地若しくは採草放牧地を所有し、又はその法人以外の者が所有する農地若しくは採草放牧地をその法人の耕作若しくは養畜の事業に供しているものは、農林水産省令で定めるところにより、毎年、事業の状況その他農林水産省令で定める事項を、農業委員会に報告しなければならないことになっております。

また、農業委員会はこの報告を受け、当該農業生産法人が農業生産法人として適正に運営されているか確認し、指導しなければなりません。

今回2件の報告がありました。

先ず1件目ですが、阿寒地区の委員で、平成26年12月の決算期終了後の報告であります。報告は報告要請によりあったものです。

2件目は、釧路地区の[]で、平成26年12月の決算期終了後の報告であります。これも要請によりあったものです。

農業生産法人の報告につきましては、60ページにその内容を取りまとめてあります。

以上の2件の農業生産法人について報告の提案をいたしますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長
野村会長

ただいま事務局から報告がありました、議案第16号「農地法第6条の規定による農業生産法人の報告」について審議いたします。

では1番、2番について、事務局より説明してください。

事務局
阿部次長

資料の60ページ1番の[]については、農業生産法人要件確認書にありますとおり、農業生産法人の要件であります形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件のすべての要件を満たしております。

次に2番の[]についても、農業生産法人要件確認書にありますとおり、農業生産法人の要件であります形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件のすべての要件を満たしております。

以上で報告の説明を終わります。

議長
野村会長

ただいま事務局から説明のありました、1番、2番の農業生産法人報告について審議いたします。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第16号「農地法第6条の規定による農業生産法人の報告」の1番、2番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
野村会長

総数と認め、原案のとおり決定致します。

続いて、本日は追加議案がございますので、追加議案に入ります。

まず、報告が1件ございますので、事務局より報告して下さい。

事務局
坂井事務局長

それでは、追加議案書の1ページでございます、報告8号「農地法第18条第6項

目は原野、農地台帳上の現況地目は採草放牧地、農振区域外となっております。

所有者であります■■■■氏から、現況証明願の提出があり、平成27年7月2日、阿寒地区委員3名及び事務局職員2名で現地調査を実施しました。

調査の結果、当該土地については雑種地であり、利用状況は農地採草放牧地以外であることを確認致しました。

以上、現地調査結果について報告をいたしますので、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長
野村会長

松下 裕幸委員、ありがとうございました。

それでは、議案第17号「現況証明願」の1番について審議します。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第17号「現況証明願」の1番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
野村会長

総数と認め、原案のとおり決定致します。

それでは次に、議案第18号「農地法第4条の規定による許可申請の進達」について審議しますので、事務局より提案して下さい。

事務局
阿部次長

それでは、追加議案書9ページでございます、議案第18号「農地法第4条の規定による許可申請の進達」について説明します。

農地法第4条の規定は、農地を農地以外のものにする者は、政令で定めるところにより、当事者が都道府県知事の許可を受けなければならないことになっておりますが、農業委員会で審議をし、意見を付して北海道知事に進達することになっております。

追加議案書10ページ目の表の1番は、資料が追加議案書11ページから19ページでございますが、今回、阿寒地区において1件の許可申請の提出がありました。

■■■■氏より、現在の農家用住宅が老朽化し、自己所有地内に農家用住宅を建設するため、■■■■の内、他2筆、公簿面積■■■■㎡の内、現況が畑であります、■■■■㎡について、農地の転用許可申請が提出されたものであります。

なお、本件に関しまして、平成27年7月2日、阿寒地区の農業委員3名と事務局職員2名により現地調査などの審査を行っております。

お手元に配布致しております、農地法第4条調査書をご参照下さい。

以上、農地法第4条の規定による許可申請について、ご審議を頂きたくご提案致します。

ます。

議長
野村会長

ただいま事務局から説明がありました、農地法第4条の規定による許可申請に係る進達について審議致しますが、本案件は現地調査等の事前審査を行っておりますので、松下裕幸委員より報告をお願いします。

委員
松下裕幸委員

申請内容は、 氏が、現在の農家用住宅が老朽化したため、自己所有地内に農家用住宅を建設しようとするものであります。

平成27年7月2日、阿寒地区農業委員3名及び事務局2名により、現地調査、協議を行いました。

計画されている場所は、農振区域外であり、現在の農家用住宅の隣接地で、農用地の隅に位置し、農作業の効率性も良い場所であり、近隣にここ以外の建設場所も見当たらないことから妥当であると認められます。

以上のことから、許可相当という結論に至りましたので、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長
野村会長

松下裕幸委員、ありがとうございました。

それでは議案第18号「農地法第4条の規定による許可申請に係る進達」について審議致します。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第18号「農地法第4条の規定による許可申請に係る進達」について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
野村会長

総数と認め、原案のとおり決定致します。

次に議案第19号「農用地利用配分計画(案)に対する意見聴取」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

事務局
阿部次長

それでは、追加議案書の20ページでございます、議案第19号「農地利用配分計画(案)に対する意見聴取」について説明致します。

農地中管管理事業の推進に関する法律第19号第3項の規定により、市町村は、農

土地利用配分計画の案を作成する際に、農業委員会の意見を聴くことになっております。

今回、ご提案する5件につきましては、第2回総会議案第10号にて、公益財団法人北海道農業公社に集積した釧路地区1件、阿寒地区1件、計2件の農用地の配分計画（案）になります。

まず、追加議案書21ページ目の表の1番目ですが、資料は追加議案書の23ページ、24ページにございます、公益財団法人北海道農業公社が中間管理権を有する、
[REDACTED]、他5筆、合計 [REDACTED] m²の農用地について、[REDACTED] 氏に、年間 [REDACTED] 円で、9年9ヶ月間の利用権の設定を行うものです。

追加議案書21ページ目の表の2番目は、資料は追加議案書の23ページ、25ページ、26ページにございます、公益財団法人北海道農業公社が中間管理権を有する、
[REDACTED]、他3筆、合計 [REDACTED] m²の農用地について、[REDACTED] 氏に、年間 [REDACTED] 円で、9年9ヶ月間の利用権の設定を行うものです。

追加議案書21ページ目の表の3番目は、資料は追加議案書の27ページから29ページにございます、公益財団法人北海道農業公社が中間管理権を有する、
[REDACTED]、他6筆、合計 [REDACTED] m²の農用地について、[REDACTED] 氏に、年間 [REDACTED] 円で、9年9ヶ月間の利用権の設定を行うものです。

追加議案書21ページ目の表の4番目は、資料は追加議案書の27ページ、30ページ、31ページにございます、公益財団法人北海道農業公社が中間管理権を有する、
[REDACTED]、他2筆、合計 [REDACTED] m²の農用地について、[REDACTED] 氏に、年間 [REDACTED] 円で、9年9ヶ月間の利用権の設定を行うものです。

追加議案書22ページ目の表の5番目は、資料は追加議案書の27ページ、32ページ、33ページにございます、公益財団法人北海道農業公社が中間管理権を有する、
[REDACTED]、他6筆、合計 [REDACTED] m²の農用地について、[REDACTED] 氏に、年間 [REDACTED] 円で、9年9ヶ月間の利用権の設定を行うものです。

以上、5件の農用地利用配分計画（案）についてご審議を頂きたく、ご提案致します。

議長
野村会長

それでは、ただいま事務局から提案のありました農用地の利用配分計画の審議に入りますが、2番につきましては、[REDACTED]に関する事項で、3番につきましては、[REDACTED]に関する事項で、それぞれ議事参与の制限にあたりますことから、審議の順番としては、2番を先に審議し、次に3番を審議し、残りの1番、4番、5番を一括審議することと致します。

それでは、初めに2番の審議について、[REDACTED]退席し、議長を釧路市農業委員会会議規則第3条により、会長職務代理者の稲場洋二委員に替ります。

([REDACTED] 退室)

稲場会長
職務代理者

会長職務代理者の稲場です。

規則によりまして、会長に代わり議長を務めさせていただきますので、よろしくお願い致します。

それでは、2番を審議致します。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

稲場会長
職務代理者

質問がないようですので、採決いたします。

議案第19号「農用地利用配分計画（案）に対する意見聴取」の2番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

稲場会長
職務代理者

総数と認め、原案のとおり決定致します。

それでは、ここで議長を交代します。

■■■■は、入室して下さい

（■■■■ 入室）

議長
野村会長

次に、3番を審議致しますが、■■■■委員は議事参与の制限がありますので、退室して下さい。

（■■■■委員 退室）

議長
野村会長

それでは、3番を審議致します。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第19号「農用地利用配分計画（案）に対する意見聴取」の3番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長
野村会長

総数と認め、原案のとおり決定致します。

■■■■委員は、入室して下さい

（■■■■委員入室）

議長
野村会長

次に、1番、4番、5番を一括審議致します。
質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。
議案第19号「農用地利用配分計画（案）に対する意見聴取」の1番、4番、5番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長
野村会長

総数と認め、原案のとおり決定致します。
次に、議案第20号「参考賃借料の設定」について審議致します。
事務局より、説明して下さい。

事務局
阿部次長

それでは、追加議案書34ページでございます議案第20号「参考賃借料の設定」について説明いたします。

平成21年12月15日に、農地法等の一部を改正する法律が施行されました。

この改正に伴い、標準小作料制度は廃止され、代わりに農地法第52条に基づき、農地の賃貸借契約の目安として、過去1年間に契約された賃借料の平均水準など賃借料情報を提供することとなりましたので、釧路市における平成26年1月から平成26年12月までに締結されました賃貸借に関する賃借料水準が35ページの別表のとおり、まとまりましたので報告いたします。

なお、資料につきましては、農地法第52条の規定に基づき、釧路市の農地に関する賃借料等の情報提供として市のホームページに掲載する予定であります。

議長
野村会長

ただいま事務局から説明のありました、議案第20号「参考賃借料の設定」について審議いたします。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。
議案第20号「参考賃借料の設定」について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
野村会長

総数と認め、原案のとおり決定致します。
これを持ちまして、本日議事、全部が終了致しました。
この後、事務局から連絡事項等があるようですが、その他、何かありませんか。
なければ、本日の総会を閉会致します。
ありがとうございました。

以上会議の顛末を記載し、真正であることを認めます。

平成27年7月7日

議長 野村 照明

署名委員 田井 克廣

署名委員 三木 均